

第5章 保健・医療との連携

趣旨

保健・医療と連携し、生活習慣病や精神疾患等の障害の原因となる傷病を予防し治療します。また、子どもの発達を支援します。

施策の展開

- 1 生活習慣病等の障害の原因となる傷病等の予防・治療
 - ① 障害の原因となる傷病の予防を図ります。
 - ② 在宅ケアを充実します。

- 2 精神疾患の早期発見・対応
 - ① 精神疾患の早期発見・早期対応を行います。
 - ② 精神疾患に関する周知や啓発を行います。
 - ③ 相談体制を充実します。
 - ④ 精神保健医療体制を確立します。
 - ⑤ 精神に障害のある人の地域移行への支援を行います。

- 3 子どもの発達支援
 - ① 母子保健対策を充実します。
 - ② 乳幼児健康診査を実施し、健康の維持や増進に努めます。
 - ③ 療育支援機能を充実します。
 - ④ 親の会等への支援を充実します。

1 生活習慣病等の障害の原因となる傷病等の予防・治療

(1) 現状・課題（社会的障壁）

本市では、40～74歳までの国保加入の人や18～39歳までの市民を対象に健康診査を実施し、メタボリックシンドローム等の保健指導を行うことにより、脳卒中などの発症予防に努めています。

高齢化、傷病、事故等の様々な原因で障害のある人が増加しており、生活習慣病等の予防のための健康づくり施策や高齢者の介護予防施策と緊密な連携を図り、障害につながる病気の予防や、早期に発見し治療する体制を整備していく必要があります。

また、医療を必要としている障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療、介護、障害の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療とケアを一体的に提供できる体制の構築が重要です。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①障害の原因となる傷病の予防を図ります。	○障害の原因となる傷病を予防し、発症を遅らせるため、健康教育や健康相談等を通じて正しい知識や予防の重要性についての普及啓発に努めます。 ○糖尿病等の生活習慣病の発症予防のため、健康診査や保健指導の充実に取組みます。 ○重症化、二次障害、合併症防止に効果的な保健・医療サービスの提供を図ります。
②在宅ケアを充実します。	○障害支援施設等、医療機関、訪問看護ステーション、ホームヘルパーなど関係者間の連携を図り、重度障害のある人の在宅ケアを充実します。

2 精神疾患の早期発見・対応

(1) 現状・課題（社会的障壁）

社会環境が複雑化する中で、過労やストレス等によるうつ病などをわざらう中高年者が増加しているほか、睡眠障害やパニック障害、心的外傷後ストレス障害（P T S D）、摂食障害、薬物依存症など精神疾患が増加傾向にあります。

すべての世代にわたるこころの健康づくりが重要な課題となっており、啓発や相談体制の充実など、予防のための体制整備が大切です。

また、精神に障害のある人の自立のために、精神障害に関する正しい知識の普及啓発や精神保健医療の提供体制、相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①精神疾患の早期発見・早期対応を行います。	○健康診査や健康相談等の場を活用することにより、うつ病、アルコール、薬物性等の精神疾患の早期発見に努めるとともに、医療機関への早期受診を呼びかけます。
②精神疾患に関する周知や啓発を行います。	○精神疾患や精神障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民の精神障害に対する正しい理解を広めます。
③相談体制を充実します。	○精神科、心療内科などの医療機関や相談支援専門員の充実により、児童・思春期の心の相談や青少年の引きこもりやうつ病等の相談の充実を図ります。
④精神保健医療体制を確立します。	○精神科、心療内科などの医療機関、保健福祉センターとの連携強化を図り、地域における適切な精神医療提供体制の確立を図ります。 ○休日・夜間の精神救急医療体制や白山ろく地域の訪問看護について関係機関で検討します。

⑤精神に障害のある人の地域移行への支援を行います。	○精神に障害のある人の地域での暮らしを支援するため、地域活動支援センター やグループホームをはじめとする障害者支援施設等の整備を推進します。 ○本人や家族、保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討します。
---------------------------	--

3 子どもの発達支援

(1) 現状・課題（社会的障壁）

乳幼児健診等の各種検査や健康診査の実施により、障害の原因となる傷病を早期に発見し、適切な情報提供や支援につなげます。

乳幼児期等の発達が気がかりな子どもに対し、平成25年4月に発達相談センターを設置し、専門性を生かした相談・療育的支援を実施していますが、医療的観点から療育を行う病院がないため、市外の施設の利用を余儀なくされています。

市内において医療的な観点からの検査、診断、訓練が受けられるよう、療育支援体制の整備の充実を図る必要があります。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①母子保健対策等を充実します。	○妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない支援を行います。 ○妊娠期からの保健指導や相談の充実に努め、母子保健知識の普及を図ります。 ○産後1ヶ月健診や新生児訪問により、支援が必要な人を早期に把握し、対応に努めるとともに、家族支援や育児支援ができるよう、保健福祉センター や医療機関等の関係機関と連携して、適切な支援を行います。

	<ul style="list-style-type: none">○健康診査や保健指導の適切な実施により、小児医療などとの連携に努めます。○金沢広域急病センターの開設により、夜間救急医療の充実を図ります。○早期の療育が必要である場合、速やかに発達相談センターなどと連携を図り、本人や家族の支援に努めます。○医療的な訓練が必要である場合、専門的な医療機関と連携し、医療サービスを提供する体制の整備を図ります。
②乳幼児健康診査を実施し、健康の維持や増進に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳4か月児健診を充実し、子どもの発育、発達状況の確認を行います。○乳幼児の栄養相談や育児に関する指導の充実に努め、健康の維持や増進に努めます。
③療育支援機能を充実します。	<ul style="list-style-type: none">○療育に関する適切な助言や指導を受けることができるよう、発達相談センター等の専門機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。○保健、医療、福祉、教育の連携のもと、妊娠・出産期から学齢期までの育ちが気になる子どもに対する一貫した発達支援、関係諸機関との連携の方法等についての検討を進めるとともに、療育システムの構築を推進します。
④親の会等への支援を充実します。	<ul style="list-style-type: none">○障害のある人の親の会等に対して、活動の場の確保、情報提供等の活動支援、ネットワークづくりの支援等の充実に努めます。